

B:日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

通番	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由等
B-50	総務省	G情報通信業	G	説明文	回線とサーバーを使用させ、ソフトウェアを利用させるクラウドコンピューティングについて、例示を追加いただきたい。	クラウドコンピューティング業の何を主とみるかによって分類が異なると思われるので、考え方を含めご教示いただきたい。	第9回	総務省 経済産業省	371固定電気通信業 3719 その他の固定通信業 ○例示に「ICT基盤共用サービス業 (IaaS,PaaS)」を追加する。 401 インターネット附属サービス業 4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ 現行の○例示を削除し、「ICTアプリケーション共用サービス業 (ASP事業, SaaS事業); コンテンツ配信プラットフォームサービス (放送に該当しないもの)」に修正する。 また、本分類に該当するアプリケーションを提供する事業 (ASP事業, SaaS事業) と音楽、映像等のコンテンツ配信事業は、生産技術の点では同一であるが、生産するサービスは異なるため、説明文にそれらの事業を明記する。	「クラウドコンピューティング」について例示や考え方を日本標準産業分類に追加すべきというご意見については、過去の検討を踏まえるべきと考える。 具体的には、2019年の「サービス分野の生産物分類」の検討の結果、「クラウドサービスについては、事業者間における定義に幅があることから、「クラウド」という用語は使わずに生産物分類を設定する」とされたところ (研究会報告書P34) であり、これを踏まえ、わかりやすさや生産物分類との整合性の観点から、今回の日本標準産業分類においても「クラウド」という用語を使わないという上記結論を尊重した方がよいと考える。 (※) 生産物分類では、「クラウドコンピューティング」ではなく、「ICT基盤共用サービス (37002406)」と「ICTアプリケーション共用サービス (40102103/40102106)」として分類。
B-61	総務省	G情報通信業 I卸売業、小売業	414	説明文	「電子書籍を出版している事業所」、「電子書籍を販売 (配信) している事業所」について、関係項目に例示の追加を検討していただきたい。	現状の日標では不明瞭なため、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたい。	第9回	経済産業省	定義文の修正を行う。	「サービス分野の生産物分類 (2019 年設定)」 (総務省政策統括官 (統計基準担当) 決定) において、「電子書籍」、「オンライン書籍」、「電子雑誌」及び「オンライン雑誌」については、「4141 出版業」の主業としての生産物として格付けされている。 他方、これらを含むデジタルコンテンツの配信プラットフォームを構築し、ネットワーク経由で提供・配信するサービス (コンテンツ配信プラットフォームサービス) については、「4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ」の主業としての生産物であり、「6061 書籍・雑誌小売業 (古本を除く)」の主業としての生産物には該当しないものと思料する。 以上から、「4141 出版業」の定義文に電子出版も含まれることを追記し、併せて、「4131 新聞業」については、新聞社がインターネットを通じて独自に記事のオンライン配信を行っていることを踏まえた定義文の修正を行うこととする。
B-75	総務省	J金融業, 保険業	6614 6615	説明文	独立行政法人農林漁業信用基金については、「6614 信用保証機関 例示: 農林漁業信用基金 (林業部門)」、「6615 信用保証再保険機関 例示: 農林漁業信用基金 (農業・漁業部門)」と分かれて掲載されているが、事業所は単独で見受けられるため、例示の確認及び見直しを検討いただきたい。	パンフレット等で当該事業内容は見受けられるが、事業所は1箇所であるため。	第6回	金融庁	以下の内容例示を削除する。 「6614 信用保証機関」 ○例示: 「農林漁業信用基金 (林業部門)」 ×例示: 「農林漁業信用基金 (農業・漁業部門) [6615]」のうち「(農業・漁業部門)」 「6615 信用保証再保険機関」 ○例示: 「農林漁業信用基金 (農業・漁業部門)」のうち「(農業・漁業部門)」 ×例示: 「農林漁業信用基金 (林業部門) [6614]」	(独) 農林漁業信用基金は単独の事業所であり、主たる事業である信用保証再保険機関に分類されるため。
B-76	総務省	J金融業, 保険業	6619 6639	説明文	「資金決済に関する法律 (平成二十一年法律第五十九号)」が改正され (29年4月に施行)、暗号資産交換業が法律で位置付けられたことから、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第6回	金融庁	改正資金決済法に基づき、「6619 その他の補助的金融業, 金融附帯業」の内容例示に、「暗号資産交換業者」を追加する。	暗号資産交換業者は一体的に暗号資産代理業等を行っていることから、「6619その他補助的金融業」への○例示追加が適切であると考える。 また、これに関連して、平成29年に貴省より、仮想通貨交換業 (当時) の分類について照会があり、これに基づき、現在、「6619その他補助的金融業, 金融付帯業」もしくは「6639その他の金融代理業」に分類している。 ISIC (国際標準産業分類) 改定の議論においては、新たな小分類項目を立項せず、ガイダンスを充実させる方向性で議論がなされていることから、第6回産業分類検討チームにて提案の通り、「6619 その他の補助的金融業, 金融付帯業」○例示に暗号資産交換業を追加する。 なお、次々回の産業分類改定に当たっては、ISICの動向や暗号資産交換業の事業規模等を把握の上、新規立項も含めた検討が必要となる可能性がある。

通番	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由等
B-103	総務省	O 教育,学習支援業	8181	説明文	8181 学校教育支援機関 ○例示に「大学教育質保証・評価センター」の追加を検討いただきたい。	令和元年に新たに高等教育機関の認証評価機関として認証された。当該項目に分類される機関は限定的であるため、明記いただきたい。	第8回	文部科学省	項目名、説明文及び内容例示の修正を行う。	・本細分類は、高等教育機関を対象として教育に密接なサービスを提供する教育関係機関を分類するものとして第12回改定において設定されており、以来、高等教育機関に関する支援機関が分類されている。他方、現行の項目名である「学校教育支援機関」は、学校教育全てに関する支援機関が分類されると誤解を招く懸念があることから、項目名において、支援対象機関が明確になるよう修正を行う。 ・評価機関のうち、大学等の評価以外が主業であると考えられる事業所が存在することから、評価機関は一律8181に分類するものと誤解されることを防ぐため、説明文に追記を行う。 ・現行の内容例示には、大学、短期大学、高等専門学校を対象とする認証評価機関が列記されているが、専門職大学及び専門職大学院についても、認証評価を受けることが規定されていることから(学校教育法第109条)、個別の機関の名称を包括的な記載に改める。また、学校教育法第110条に基づく認証を受けていない自主的な高等教育機関の評価機関についても、本分類に含まれることを内容例示にて明示する。
B-147	経済産業省	L 学術研究専門・技術サービス業	74	新設	「ライブエンタテインメント公演に携わる、舞台技術や運営補助を行うスタッフが提供するサービス」について、産業分類上における的確な区分設定の観点から、「小分類749 その他の技術サービス業」の細分類として「舞台制作技術サービス業」の新設をお願いしたい。	ライブエンタテインメント市場は、2019年まで右肩上がりの成長を続けており、「びあ総研」の試算結果によれば、2019年のライブエンタテインメント市場は6,295億円にまで拡大してきた。他方、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年の売上高は大きな打撃を受けているものの、従業者数は従前と同水準を維持しており、また、2025年には大阪万博の開催が予定されていることから、我が国を支える成長産業であるといえる。 コロナ禍における現状では、公演開催の自粛要請や、オリンピック関連イベントの中止や簡素化等の影響により、大幅に売上高が落ちているが、今後、国内外において、新型コロナウイルスのワクチン接種が進展することにより、通常の日常生活が取り戻される際には、ライブエンタテインメント業界に対するニーズは高まることが予想され、実際、ワクチン接種が進んでいる欧米諸国においては、社会実験的にコンサートが再開する動きも見られている。 よって、ライブエンタテインメント業界を下支えする「舞台制作技術サービス業」に対する支援等の諸施策の企画・立案ための基礎資料を得るためには、産業分類上の的確な区分設定が前提となることから、「舞台制作技術サービス業」の事業内容や提供される技術等を勘案し、現行の「小分類749 その他の技術サービス業」の細分類として「舞台制作技術サービス業」を新たに設定する必要がある。	第7回	経済産業省	「8096 娯楽に付帯するサービス業」の内容例示に追加する。	成長産業としてのライブエンタテインメント業界を支える業種であることや国際分類との比較可能性等を踏まえて、いわゆる「裏方」とも呼ばれる、大道具、照明、音響等の舞台装置の管理・設営・操作を行う業務をおこなう事業者について、「舞台技術サービス業」を内容例示に追加する。 なお、舞台装置等の設置工事を行う事業所は、大分類D建設業に分類される。
B-149	経済産業省	E 製造業	2534 2929	移項	現在、2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む)に含まれている、「電気窯炉類」について、本分類から分離し、燃料用の工業炉を分類している「2534工業窯炉製造業」に統合していただきたい。	現在、工業炉は燃料用のもの(2534)と、電熱用のもの(2929)で分離して項目立てされている。これについて、同じ工業炉であるにもかかわらず、燃料用と電気用で分離する必要性はなく、かつ、2929は工業炉のみでなく、様々な製品が含まれる箇所に分類されている。これは2929は「その他の産業用電気機械器具」という整理で「電熱装置」の類型で整理されていると推測されるが、他方、温水ボイラ等の電熱装置は「2433温風・温水暖房装置製造業」に整理されており、現状においても、電熱装置が一括りにされている状況がなく、それぞれの用途等に応じて分類されていると解される。このため、「電気窯炉」についても、工業炉という類型で、2929から分離し、2534に統合していただきたい。	第4回	経済産業省	「2923 電気炉・電熱装置製造業」を新設する。	2050年カーボンニュートラルに向けて、燃焼炉から電気炉への転換を見据えた業界動向を正確に把握するため、「2929その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む)」から新設する。
B-153	国土交通省	R サービス業(他に分類されないもの)	9299	説明文	「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」の○例示に、コンベンションの企画・運営サービスを行う「コンベンションの企画・運営業」を入れていただきたい。	コンベンションとは国際会議・学会・大会等の集会の総称であり、わが国では、【国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律】(平成六年法律第七十九号)を制定し、国際会議等の誘致及び開催を促進している。国際会議等のコンベンションの企画・運営業は、日本標準産業分類9299の例示として挙げられている展示会(見本市を含む)の企画・運営業と同様、高度な専門知識を有し、わが国における国際会議等の誘致・開催を促進する上では欠かせない業である。 業界団体(2022年4月現在) ・日本コンベンション協会(会員数248社/団体) (会員のうち、コンベンション企画・運営業は46社) (参考) ・日本コンgres・コンベンション・ビューロー (会員数: 119団体/社) (コンベンションの誘致・開催に係る全国のコンベンション・ビューロー及び関連企業)	第8回	国土交通省(総務省統計局)	「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」の○例示に「コンベンション(国際会議等)の企画・運営業」を追加する。	「コンベンション(国際会議等)の企画・運営業」は、「観光立国推進基本計画」(平成29年3月閣議決定(今後、改定予定))等の国策により国際会議等の誘致及び開催を促進していることから政策上の重要性が高い産業といえる。 また、2019年の国際会議の市場規模は3,573億円(※)と一定程度の規模があるが、現行産業分類には明確な分類がなく産業規模の把握に支障を来しかねない。以上を踏まえ、産業の位置付けを明確化するため、9299の内容例示に追加する。 ※観光庁 令和2年度MICE総消費学等調査事業より